

ICANN68

GNSO知的財産部会 概要報告

2020年8月4日



Com Laude

Com Laude株式会社
代表取締役
村上 嘉隆



創業 : 2005年 (ドメイン業務に関しては1995年より従事)

拠点: イギリス、アメリカ、スペイン、日本

クライアント: 著名ブランド、法律事務所、弁理士等

従業員数 : 約80名 (20%が17年以上ドメイン管理業務に従事)

ICANN認定ドメインネームレジストラ



商標関連	
International Trademark Association (INTA)	Nick Wood : Subcommitteeの議長、2014年総裁特別委員会 Susan Payne : インターネット委員会内次回新gTLD申請ポリシー及び地理的名称分化委員会の議長 Sera Freixa : 法律関連情報資源委員会及びインターネット委員会内通信分化委員会会員
Chartered Institute of Trade Mark Attorneys (CITMA)	アソシエイトメンバー Alex Chilikov : ドメインネーム・サブグループメンバー Susan Payne : ドメインネーム・サブグループメンバー
MARQUES (EUの商標権者協会)	Nick Wood : 理事、諮問委員、サイバースクワティング委員会の副議長
一般社団法人特許情報サービス業連合会	法人会員。連合会主催によるセミナーにて過去2度講演を行っている
日本商標協会	法人会員。日本法人代表の村上は、前職時代の2015年にドメインに関するセミナーを行っている



ドメイン関連	
知的財産部会 (IPC)	Nick Wood : 創設メンバー Susan Payne : 書記官
新gTLD第2ラウンド向けポリシー策定ワーキンググループ	Jeff Neuman (弊社コンサルタント) : 共同議長 (新gTLD次回申請のポリシー策定を行うグループの議長を務めています)
権利保護メカニズムポリシー策定	Susan Payne : 新gTLD第2ラウンド向けポリシー策定ワーキンググループとのリエゾン
Brand Registry Group (BRG)	Nick Wood : 初期評議員 Susan Payne : 法務関連アドバイザー
DNSのルートゾーンにおける日本語ルールの生成パネル	村上嘉隆 : レジストリレジストラ専門家



ICANN68リモートミーティング（マレーシア時間での開催）

GNSO知的財産部会セッション

開催日時：2020年6月22日（月） 10:00～11:30（日本時間11:00～12:30）

知的財産部会（IPC）とは

- IPC = Intellectual Property Constituency
- ICANNの3つの支持組織の一つ「分野別ドメイン名支持組織（Generic Names Supporting Organization）」の部会の一つ
- 知的財産権者のドメインネームシステムに対する見解や関心をICANNコミュニティに共有する
- IPCの会員：個人又は企業内弁護士、知的財産関連組織、研究機関など

<https://www.ipconstituency.org/>

<https://gns0.icann.org/en/about/stakeholders-constituencies/csg/ipc>

セッション目的

- will update APAC region IP owners on the current status of the Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy (UDRP)
- is an opportunity to identify and record the perspectives of APAC region IP owners' experiences with the UDRP

なぜ？

「統一ドメイン名の紛争解決ポリシー（UDRP）」に関する見直しが行われます。

権利保護メカニズム（Rights Protection Mechanism）のワーキンググループによる権利保護制度の見直しが行われており、以下2つのフェーズに分けて行われています

フェーズ1 • Trademark Clearinghouse (TMCH)、サンライズ（商標権者優先登録期間）、商標クレームのプロセス、URSによる紛争解決処理構造（2020年9月にWGによる報告書が公開される予定 = WGのトピックはフェーズ2に移行）

フェーズ2 • 統一ドメイン名の紛争解決ポリシー（UDRP）

現在、以下がUDRPの決定を行う6機関です。

- 1 Arab Center for Domain Name Dispute Resolution (ACDR)
- 2 Asian Domain Name Dispute Resolution Centre
- 3 Canadian International Internet Dispute Resolution Centre (CIIDRC)
- 4 The Czech Arbitration Court Arbitration Center for Internet Disputes
- 5 Forum
- 6 WIPO - World Intellectual Property Organization

- 世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization:WIPO）が、過去20年で最も多くの紛争解決処理を行っています。
- 対応件数：約48,000件（対象ドメインネーム：85,000件）

(i) ドメイン名登録者が登録したドメイン名は、申立人（申立てを提起する個人または団体）が権利を有する商標または役務商標（サービスマーク）と、同一または混同させるような類似性を有し；かつ、

(ii) ドメイン名登録者は、当該ドメイン名について権利または正当な利益を有さず；かつ、

(iii) 当該ドメイン名は、不正の目的で、登録かつ使用されていること。

1999年の開始以来20年に渡って使われてきたUDRPであるが、今後のポリシー変更の必要性について話し合われている。

知的財産権者の観点から

メリット

- 裁判ではない
- 定額

デメリット

- ドメインナーのダメージが少ない

現在、以下に関する意見が上がっており、今後話し合いが行われる事になります。

- 「(iii) your domain name has been registered and is being used in bad faith (当該ドメイン名は、不正の目的で、登録かつ使用されていること)」の「and」を「or」に変更する
- 常習者への対応
- 敗者支払い
- デフォルトと紛争それぞれのプロセス
- ドメインネームのプライバシー登録等

今後UDRPに関する話し合いが持たれる中で、課題として考えられるものがあげられました。

不服申立	• 現在UDRPに不服申立はなく、裁判で争う事になる
出願期間	• 限定的
認定制度	• UDRPの処理機関はICANNの認定を受けているのみ • ICANNと契約を締結すべきであるのか
パネリスト割当	• 指名順を事前に決めるべきであるのか • 案件の複雑性や言語はパネリストを決める際の基準となるのか
パネリストによる UDRP対応	• パネリストを務める人物は、UDRPの代理人は務めるべきか。 • 利益相反のポリシーを設けるべきであるのか
調停	• .UKなど幾つかのTLDの紛争解決処理には調停が義務付けられている • UDRPでも調停を採用すべきであるのか

プレゼンテーションの資料であるが、事前に修正依頼+修正がされていた箇所が修正前の状態に戻っており、慌てて修正依頼をした

IPCセッションの直前のセッションがZoom Bombの被害にあう
Interactive → One way

- 権利保護メカニズムによる、ドメインネーム登録時の商標権の保護、または第三者による登録は、商標権者（主に企業）の知的財産戦略に少なからず影響します。
- 特に企業においては、今後も注目すべき課題であると考えます。

ありがとうございました

Security + Service = Peace of Mind
【法人向けドメインネームコンサルティング】

ドメインに関する疑問等があればお気軽にお問い合わせください

Com Laude株式会社
村上嘉隆

東京都中央区新川1-3-21
BizSmart茅場町507号

yoshi.murakami@comlaude.com
T: 070 3277 2830

comlaude.jp

問い合わせ先

Com Laude株式会社
村上嘉隆

yoshi.murakami@comlaude.com
T: 070 3277 2830
comlaude.jp